

2、事業実施に係る動機 【別紙 1】

私たちの思い（動機）としては、「百聞は一見に如かず」では御座いませんが、子ども達には様々な体験と経験の機会を提供し、好きなこと・嫌いなこと・出来たこと・出来なかったことを、たくさん経験する中で「好きなこと・出来たこと」を伸ばし「自信とやる気」を一つ一つ積み上げることで自己啓発・自主性を養うようにサポート提供して行きたいと思っております。

そして、子ども達が将来自分で生き抜くための力「人間力」となる一番大事なコミュニケーション能力を養い、基本的な生活の自立・社会的スキル向上・将来の自立に向けた生活習慣を習得し、できることを広げて行きたい。

又、ご家族、学校、保育所、医療関係者、スタッフとコミュニケーションをとり、話し合いの中から子ども達一人ひとりの個性や課題に合わせた療育計画やサポート体制を創り上げていきます。

私たちは、明るく・キレイ・清潔・楽しい、子ども達が安心して過ごせる居場所を提供します。

そして、子ども達とご家族に穏やかで安心できる時間を提供し、みんなが前を向いて笑顔になれるような場所になりたいと思っております。

福山市北部エリアに位置する、弊社バババルーン福山神辺店・福山御幸店・福山加茂店・福山駅家店のご利用者へのアンケートでは全体で 17 名のご利用者様から児童発達支援のご利用を検討されておりました。また、現在の放課後等デイサービスのご利用者様からは、毎回活動プログラムが違って子どもが楽しく過ごせているので利用日数を増やしたいとお声を頂いております。

現在のご利用の保護者様はもちろん新しく児童発達支援をご利用される保護者様の需要は高いと考えており、福山北部エリアで新たに未就学の児童・保護者のニーズに応えたいと思っております。（詳しくは別紙ニーズ分析に記載）

又、新規事業所は、日当たりも良く、敷地（711 m²）と広く駐車場 7 台以上も確保できます。施設は床延べ面積（95.23 m²）と広く運動や学習、トイレトレーニングなど様々な活動を行え、広い遊技場と明るい空間は児童にとって安心感を提供できる施設だと思い事業実施を決断しました。

弊社グループ企業として、事業所内保育事業や放課後児童クラブ運営では店舗・施設が増えることでより多くのノウハウや対応事例を共有することでサービスの質の向上に繋げてきました。そういった経験から放課後等デイサービス事業においても放課後等デイサービスの前段階の施設の児童発達支援の事業所が増えることで組織としてノウハウの向上を図れると共に、人員・運営体制を強化でき、職員一人一人の資質向上を図ることができると考えております。

(1) 事業概要

事業種別： 児童発達支援

利用店員： 10 人

営業時間： 8:30～18:00

サービス提供時間： ①9:00～10:35 ②14:30～16:30

主たる対象者： 未就学児

送迎の有無： 有り

協力医療機関： 平井外科胃腸科医院

(2) 開設事業に係る理念・基本方針

児童が過ごす放課後の生活の中で、療育・支援活動プログラムを多種多様に準備し、何が好きか・得意か、何が嫌いか・苦手かという体験を積み重ねることが大切だと考えております。事業所を利用する中で、どこを伸ばしていきたいか、好き・得意を伸ばしていく意思確認を児童・保護者と共有し、また、スタッフ間でどれだけ情報共有するかを一番大切に考え支援を行う。

児童発達支援では放課後等デイサービスより提供時間が短いですが年齢に応じた適切な提供時間と認識しています。弊社が運営し得ている放課後等デイサービスのカリキュラムを児童発達に応用して取り入れたり、運動療育(器具等を使った)を取り入れ短い時間の中でも体の使い方を知ったり、人との関わりの楽しさを感じたり、達成感を感じたりできる療育を目指し取り組みます。

(3) 事業内容

- 放課後等デイサービス事業
- 児童発達支援事業
- 広島市民間放課後児童クラブ補助事業
- カルチャースクール事業

子育てをする保護者への支援と子ども達の生きる力『人間力』を養う

すべての子どもが、それぞれのスピードで成長する喜びを家族の方と共有し、将来の地域社会を支える子ども達を育てるサポートをする。

(1) 具体的な支援（療育）内容及び目的

① 療育への取り組み姿勢

子どもの個性や性格上、例えば 10 人いたら、フリータイムなので自由に過ごしていいよと言えば、ある児童は人形遊びやお絵かき、ある児童は将棋の様な遊び、走り回る、遊具遊びなど、その選択は各児童で違います。もちろんこれらは勉強においても好きな学科・苦手な学科と児童により違っております。

児童が過ごす生活の中で、療育・支援活動プログラムを多種多様に準備し、何が好きか・得意か、何が嫌い・苦手かという体験を積み重ねることが大切だと考えております。

多種多様なプログラムの中から様々な体験が出来るのが弊社の特徴であり、毎月の療育プログラムをきちんと作成し、保護者や児童に毎月配布しております。又、そういった中で、どこを伸ばしていきたいか、好き・得意を伸ばしていく意思確認を児童・保護者と共有し、また、スタッフ間でどれだけ情報共有するかを一番大切に考えております。

どれだけ良いプログラムを提供していても、保護者と児童の様子を日々従業者が共有出来ている施設と、出来ていない施設、ただ単にプログラムの内容だけをしている施設とでは療育の質に違いがあると思います。日々の積み重ねが一番大きく子ども達の成長に繋がっていくと考えております。

そういった情報の共有の徹底が質の向上になってくると考えます。

多種多様なプログラムで、子ども達の能力を伸ばし「自信」と「やる気」に変えて行きたいと考えております。

児童発達支援では放課後等デイサービスより提供時間が短いですが年齢に応じた適切な提供時間と認識しています。弊社が運営し得ている放課後等デイサービスのカリキュラムを児童発達に応用して取り入れたり、運動療育(器具等を使った)を取り入れ短い時間の中でも体の使い方を知ったり、人との関わりの楽しさを感じたり、達成感を感じたりできる療育を目指し取り組みます。

②プログラムの内容

運動体操

室内屋外でゲーム感覚やルールのある活動の中で、関節など意識的に体を大きく動かし体幹や足腰の発達を促していく活動を行います。具体的には下記にダンス教室の説明を記載します。

ダンスで体力、コミュニケーション力を育てます。

●ダンス運動系とは

身体感覚をフルに使い、音楽やリズムに合わせてイメージや感情を動員させながら身体を動かす運動です。

楽しみながらダンスをすることで、体幹を鍛え「身体的」「心理的」「精神的」な成長を促し、ストレスの発散、そしてコミュニケーション能力や協調性・基礎体力の向上に繋がっていきます。

●ダンス教室のねらい

運動系では「姿勢保持」「平衡運動」「移動運動」などの粗大運動を鍛えていきますが、なかでもダンスは、イメージや感情が動員されることで「観察力」「集中力」「自己表現能力」「コミュニケーション能力」の向上に特化しています。

日々の成長が著しい子ども達に対し「体性感覚」とよばれる、いわゆるボディイメージやボディコントロール力を身につけていく事で、無駄なくスムーズな日常動作の成長を促します。

音楽に合わせて楽しく踊ることで、体の免疫力がアップし健康を維持できる取り組みを目指します。

メリット① 体幹と柔軟性を養う

ダンスは、全身を使って様々な姿勢をとったり、手足や体幹を連動させたしなやかな動きをします。そのため「体全体の協調性（体幹やバランス能力）」を鍛えます。

また筋肉の柔軟性はもちろん、肩関節や股関節といった大きな関節を動かすので、関節の可動範囲が広がり、体全体のバランスのとれた柔軟性が身につきます。

メリット② 表現力が養われる

ダンスでは手足を曲げたり、伸ばしたり、身体をよじったりして一つ一つの動きを身体全体で、音楽の世界観を表現します。音楽のリズムやテンポ、歌詞やメロディーに合わせてダンスすることで自然と「表現力」が磨かれます。

メリット③ リズム感を養う

リズム感は幼少期に養われるため、大人になってから養おうと思ってもなかなか難しいものです。

早い段階から音楽を聴き、リズムやテンポに合わせて身体を動かすことを習慣化することで、リズム感が養われていきます。身についたリズム感は、ダンス以外にも「球を打ち返す」「縄跳びを飛ぶ」「楽器を演奏する」など実生活においてとても役に立っていきます。

メリット④ 協調性が身につく

みんなとタイミングを合わせてダンスを踊ることで「協調性」や「社会性」が養われます。周りとの助け合いながら、全員で一つのダンスを表現するためには相手を理解、尊重することが大切です。

メリット⑤ 瞬発力・持続力・怪我防止

ダンスは、体幹やバランス能力や柔軟性を養います。

バランス感覚は、日常生活や運動においても重要なものです。

また、バランス感覚以外にも筋力や柔軟性・瞬発力・持久力が身につき、子どもの基礎体力が向上することで、スムーズな身のこなしや、怪我の防止にも繋がります。

ダンスでは、部分的な動きを取り入れて繰り返し練習するため、他の運動にもプラスになります。

創作活動

クッキングや工作の活動では、正しい道具の使い方や動作がわかるように視覚的支援から、児童の学びや気づきを発見することができるよう小集団で指導できるように職員配置等に気を付けて活動を行います。具体的には下記にアート療育教室の説明を記載します。

アートで子ども達の感性、好奇心を育てます。

●アート系とは

心は体の健康に大きな影響をもたらし、体を健康に保つには、心も健康でなければなりません。心の健康を保つものとして近年注目を浴びているのがアートセラピーです。

私たちは、子ども達の可能性を少しでも広げて行けたらと思い、アートセラピーを行う「アート教室」を開講いたしました。

アートセラピーとは、絵の具やクレヨン、また粘土や羊毛、自然素材を使ったさまざまなアート表現を通じて心を癒やします。「ありのまま」の心をアートによって表現することで、自分の本当の気持ちに気付いたり、モヤモヤしていた心をスッキリさせたりすることができ、子どもの心をより成長させることが可能と

なります。

●アート教室のねらい

この教室は、作品作り体験が癒しの効果となり、子どもの心の安定に役立っています。

子ども自身が描いた絵をじっくり見つめ、思いのままに表現した作品に反映された子どもの心に目を向けることが大切だと考えています。完成したアート作品を通じて、子どもと講師が語り合う中で、心の変化や心理状況を理解し、心の平穏や成長を見守ることを目的としています。

メリット① リラックス効果

アートには、リラックス効果があります。

その理由は、アートが右脳を使う作業であるためです。脳には右脳と左脳があり、基本的に右脳は感情、左脳は論理をつかさどっています。そして文字・文書や計算などの学習は、ほとんどが左脳を使います。しかし左脳ばかりを使っていると、脳が疲れて睡眠不足になったり、ネガティブな感情ばかりが浮かぶようになってしまいます。

脳をリラックスさせるには、右脳と左脳をバランス良く使うことが大切です。

絵を描いたり、粘土をこねたりすることは右脳を使うため、脳のバランスを整えるために非常に有効です。学習で左脳を、アートで右脳を使うことで、脳の使用バランスが良くなり、リラックス効果が得られます。

メリット② 自発性・好奇心を養う（育てる）

絵の具やクレヨン、凸凹のある切り絵紙、柔らかい粘土など、さまざまな素材に直接触れ、指先を通してさまざまな刺激を受けることは、子ども達の精神状態にも心地よい影響を及ぼします。

無邪気な心や好奇心を呼び起こし、自発性を養います。このことからアートセラピーは「素材のセラピー」とも言われており、精神医学や幼稚園、保育園、学校教育に用いられる理由となっています。

メリット③ 感性・才能を目覚めさせる効果

アート作成を自由に行ない、作成に集中することで感性が高まります。

アート作成によって知り得た知識は頭だけでなく「心と体」を働かせて得たものになります。またアート作成を通じて表現をすることは「心」と「体」を解放し、子ども達が健やかに成長することに繋がります。作ることの「楽しさ」、気持ちいを表現することへの「よろこび」、ひとつのものを作りあげる「達成感」を子ども達に実感させてあげることで「感性」が育ち、アートを通じ自分の「才能」に目覚めることができます。

メリット④ アイディア・発想力が育つ

アート、創作活動は、新しいアイディアを生むのにも効果的とされています。

アートでは右脳を使い、そのため右脳が活性化され、感覚的な部分も研ぎ澄まされ、新しい考えが生まれるようになるのです。

農業体験

食べ物や植物の成長を感じとれるように、神辺町にある自社畑やグループ会社の取引農園に行き収穫作業や種まき等の活動をする中で四季の変化などを感じていけるように、春・夏・秋・冬と季節ごとにプログラムを組みます。

感覚運動

人間の五感と呼ばれる感覚の他にも、平衡感覚や体の動作に関する固有感覚等がありそれらの感覚を、

トランポリンやボルダリング、粘土や水など様々な要素を運動や体操、日々の生活活動の中で取り入れて行きます。

特に感覚運動の部分では、「感覚統合」のカリキュラムに力を入れており大型の支援具の導入や運動療育の支援方法の向上に繋がる研修体制を確立することで、運動療育に関する定期的な指導やフォロー体制を整えております。

(2) 支援を行うために必要となる職員の経験・有する資格など

保育園での生活はもちろん、日常生活、保育園から小学校1年生に環境が変わるステップアップを見据えた支援を行うなかで、保育士・幼稚園教諭の経験と有資格者を配置したいと思っております。又、小学生の療育や生活指導などにも対応できる教諭経験者や有資格者、そして児童発達支援管理責任者の経験・有資格者も配置して行きます。

●ダンス講師経験者を定期配置し、体幹を鍛え「身体的」「心理的」「精神的」な成長を促します。

●アートセラピー講師経験者を定期配置し、アート表現を通じて心を癒やします。「ありのまま」の心をアートによって表現することで、自分の本当の気持ちに気付いたり、モヤモヤしていた心をスッキリさせたりすることができ、子どもの心をより成長させます。

(3) 職員の質向上のための教育・研修計画

人材育成

① 人材育成方針

適切な支援を安定し提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援にかかわる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのため弊社ではeランニング研修システムや、療育・運営にあたってPDCAサイクルを活用して、日々の支援の改善や、その他様々なサービスの質を向上していきます。このPDCAサイクルとはPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）で構成される一連のプロセスを繰り返し行う（サイクルする）ことで質の向上を図ることです。

② 研修

行政や同業者で行われる研修への参加を年間のスケジュールに組み込み、福山地区放課後等デイサービス連絡協議会への参加等様々な研修の機会を設けます。また、外部での研修に参加した際は社外研修レポートを作成し、社外研修レポート集を元に従業員間で情報を共有し話し合う機会を設けます。

③ 従業員個別計画

eランニング研修システムを使って療育の質の向上を図るとともにPDCAサイクルを活用して、従業員一人ひとりの目標とその計画を作成し年間や月間、シーズンごとの期間を設け、課題点や前回の課題が改善された点、目標の設定等をしていき、従業員の業務改善及び知識・技術の改善を図ります。

④ 各委員会の設置と運用

各事業所から委員長を選出し、年2回委員会を実施する。委員会ですた意見を各委員長が各事業所に持ちかえり意見交換をし、PDCAサイクルを活用して、サービスの質の向上を図っていく。

- ・身体拘束・虐待防止委員会
- ・感染症委員会
- ・災害委員会

- ・権利擁護委員会

⑤ 知識・技術・業務向上に向けて

従業者一人ひとりの業務の統一は運営をするうえで必要不可欠で、また個人情報の秘密保持、虐待及び身体拘束時の通報義務等の運営をする上での厳守事項の理解も従業者には求められます。

主な資料として下の資料に従業員の入社研修及び毎月研修項目を決めて社内定期研修を実施します。また、資料の追加・修正等が必要となればその都度追加・修正を行っていきます。

- ・「放課後等デイサービスガイドライン」（厚生労働省）
- ・緊急時対応マニュアル
- ・衛生・健康管理マニュアル
- ・非常災害時対応マニュアル
- ・送迎時対応マニュアル
- ・防犯対策、防犯マニュアル
- ・苦情対応マニュアル
- ・感染症予防対策マニュアル
- ・権利擁護マニュアル
- ・「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」（厚生労働省）
- ・ヒヤリハット事例集
- ・虐待及び身体拘束時の通報義務
- ・個人情報の取り扱いについて
- ・社外研修レポート集

（4）感染症対策

感染症対策として、スタッフ・児童の検温実施、マスク着用実施、入室時の手洗いうがいとアルコール消毒実施、プラズマクラスター空気清浄機を3台設置そして、飛散防止用の透明ロールカーテン設置。

また、冬季期間は空間のウイルスを二酸化炭素で除菌することのできる『空気除菌液』を使用することで、外部からのウイルス進入を防ぎます。そして、サーキュレーターを使った効率のよい換気を行っております。また、1時間に1度窓を開けて空気の入替をしています。

（5）事故防止等の安全確保策及び発生時の対応

1. 基本方針

教育・療育の提供による事故防止のために、児童の心身の状況等を踏まえつつ、施設・事業所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りをするとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行う。

① 安全な教育・保育環境を確保するための配慮

安全な生活・療育環境を確保するため、児童の年齢（発達とそれに伴う危険等）、場所（プレールーム、勉強ルーム、トイレ、廊下などにおける危険等）、活動内容（遊具遊びや活動に伴う危険等）に留意し、事故の発生防止に取り組む。

② 職員の資質の向上

児童の安全確保に関する研修に積極的に参加し、全ての職員が緊急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、

AED・エピペン®の使用等)の実技講習、事故発生時の対処方法を身に付ける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努める。

また、内部研修や職員会議の機会を活用し、事故予防のための能力向上にも努める。

③ 緊急時の役割分担、連絡体制の整備

事故発生時の指示系統については、施設管理者・職員など、順位を付けて明確にするとともに、事故発生時の役割分担を決め、事務室等の見やすい場所に掲示する。

また、各職員の緊急連絡網、医療機関・関係機関（地方自治体、警察等）の一覧、保護者への連絡に関する緊急連絡先を事前に整理しておくとともに、119番通報のポイントと伝えるべきことを作成し、事務室等の見やすい場所に掲示し、その他活動に応じて携帯する。

③ 保護者や地域住民等、関係機関との連携

地域の人など職員以外の力を借りて児童の安全を守る必要が生じる場合もあるため、常日頃から地域とのコミュニケーションを積極的にとり、関係づくりの必要性についても認識しておく。

⑤ 児童や保護者への安全教育

児童の発達や能力に応じた方法で、児童自身が安全や危険を認識し、事故発生時の約束事や行動の仕方について理解してもらうように努める。

また、家庭における保護者の行動や教育により、児童が安全な生活習慣を身に付けることができるよう保護者と連携を図る。

⑥ 施設等の安全確保に関するチェック

施設・事業所内の設備について、チェックリストを作成する等により定期的にチェックをし、その結果に基づいて問題のある箇所の改善を行い、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。

2. 事故発生時の対応

事故発生直後には、事故に遭った児童の応急措置を行ったうえで、管理者その他の職員と連絡を取り、緊急時の役割分担に基づいて対応する。

また、重大事故発生時には、「重大事故発生時の段階的な対応」に基づき、迅速に対応する。

「重大事故発生時の段階的な対応」

	項 目	対 応 方 針
①	事故発生直後	心肺蘇生、応急措置、119番通報。(状況により、直ちに119番通報。) 事故の状況を的確に把握。(ケガ人、現場・周囲の状況等) ※ 職員は事故の状況や児童の様子に動揺せず、児童の不安を軽減するように対応。
②	保護者（児童の家族等）への連絡	事故の発生について連絡し、現在分かっている事実を正確に説明。 ※ 状況を確認できている範囲内において説明。
③	関係者への連絡	(第1報)。法人本部等に連絡。 ※ 事故発生時の状況を報告し、助言・指導等を仰ぐ。

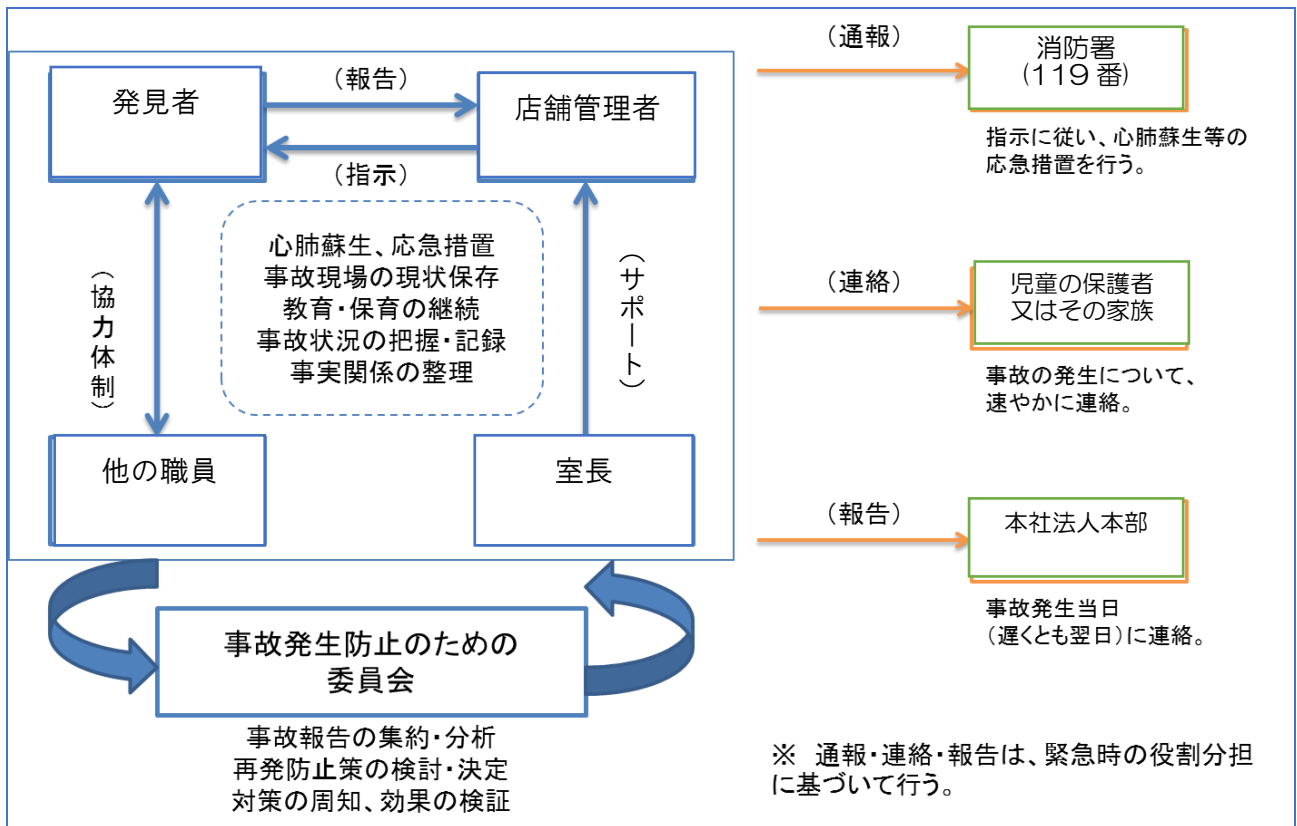
④	教育・保育の継続	事故発生現場の現状保存、事故に遭った児童以外の教育・療育の継続。 ※ 事故の対応と教育・療育を実施する職員は、可能な限り分けて配置。
⑤	事故状況の記録	事故現場にいた職員は、事故当日にできる限り早く事故の状況を記録。 ※ 個別に記録し、事故の状況を時系列に記録。（ボールペンを使用）
⑥	保護者（児童の家族等）への対応	事故の発生状況について、的確に報告。（状況により、保護者説明会を開催検討） ※ 保護者の心理を踏まえ、その意向を丁寧に確認しながら誠意をもって対応。 ※ 児童の保護者、職員、その他の児童への心のケア（精神面でのフォロー）が必要となる場合があることに留意する。
⑦	報道機関への対応	報道機関への対応が求められる場合、対応窓口を一本化し、情報の混乱を防ぐ。 ※ 行政機関の助言・指導を仰ぐ。また、個人情報の保護に留意する。 ※ 事実関係や事故の再発防止への取り組みを整理しておく。
⑧	本部への事故報告	事故報告書の様式に必要な事項を記入し、本社本部へ報告。 ※ 原則事故発生当日（遅くとも翌日）に報告。
⑨	事実関係の整理	職員の記録や現場確認の結果を取りまとめて、事実関係を整理する。 ※ 記録の内容を基に、保護者・行政機関からの聞き取りにも対応する。
⑩	明らかな危険要因への対応	明らかに危険な要因については、検証結果を待たずに具体的対策をとる。 ※ 例えば、危険性のある設備や機器等を除去し、注意喚起を行う。
⑪	事故後の検証	整理された事実関係を基に、事故の問題点・反省点の考察を行い、改善を行う。 ※ 事故発生防止のための委員会で検証し、再発防止策を示す。

3. 事故報告の方法等

児童福祉サービスの提供により事故が発生した場合には、マニュアル等の内容に基づき、医療機関と連携して受診の有無を判断し、児童の家族等への連絡を速やかに行う。

また、重大事故発生時には、【重大事故発生時の報告系統等】に基づき、迅速に対応する。

【重大事故発生時の報告系統等】



4. 発生した事故の検証（内部検証）

安全対策として、重大事故に至らない事故についても、日常的に発生する事故を通して検証し、職員間で振り返りを行うことにより、未然に事故を防ぐことができるように取り組む。

また、重大事故が発生した場合には、整理された事実関係を基に、児童やその保護者の視点に立って発生原因の検証を行うことにより、必要な再発防止策を検討する。

① 検証の目的

事故の検証は、職員の責任追及のためではなく、教育・療育の質の向上につなげることを目的として行う。

② 組織としての事故の検証

事故の検証は、決定事項を施設・事業所内に周知徹底できるよう、管理者をはじめとして各部門のリーダーで構成する「事故発生防止のための委員会」で行う。

③ 委員会が果たす機能

事故発生防止のための委員会が果たす機能は、次のとおりとする。

- ・ 事故の報告を集約し、分析する。
- ・ 収集した情報に基づいて、組織として再発防止策等の対策を検討・決定する。
- ・ 職員に対し、対策を周知する。

- ・ 対策の効果を検証し、指針やマニュアル等の見直しを行う。

④ 検証する事故の範囲

事故発生防止のための委員会で検証する事故の範囲は、次のとおりとする。

- ・ 重大事故
- ・ 教育・保育の提供による事故のうち、医療機関を受診したもの

※ 実際には事故に至らなかったヒヤリ・ハッとした事例も事故予防のための貴重な情報であるため、必要に応じ、ヒヤリ・ハッとした事例の検証も行うよう努める。

⑤ 委員会の開催頻度

事故発生防止のための委員会は 1 年に 1 回以上開催することとし、次のとおり取り扱うこととする。

【重大事故】

- ・ 重大事故が発生した場合には、事故発生後速やかに委員会を開催し、1 か月以内に検証を終え、再発防止策を示し、速やかに職員へ周知する。

【重大事故以外の事故】

- ・ 重大事故以外の事故が発生した場合には、定期的に事案を取りまとめ、再発防止策を示し、速やかに職員へ周知する。

【対策の効果と検討・見直し】

- ・ 講じた再発防止策が有効に機能しているかどうか、一定期間経過後に評価をする。
- ・ また、計画どおりに対策が徹底されていない場合には、その理由も含めて再検討し、より適切かつ実効性の高い対策を立案する。

(6) 関係機関との連携

- ・ 保育所等との連携

① 送迎の確認

保育所等と事前に送迎車両侵入ルートや駐車位置の確認及び、児童のお迎え場所や施設担当者との連携・連絡方法などの項目等を確認・調整します。また、施設利用者の車両の発着も想定されるため、送迎にあたる従業者には送迎マニュアルに基づき毎日の車両点検を始め事故等が発生しないように細心の注意を払い送迎にあたります。

② 外部機関との連携

保護者の同意を得たうえで、外部との関係機関・団体との調整の役割を担っている特別支援教育コーディネーター等からの情報提供を受けるとともに、事業所の児童発達支援計画等を提供し情報交換を行います。

③ 保育所等の施設行事

施設行事で管理者・児童発達支援管理責任者が参加できる場面があれば積極的に参加する機会を設けま

す。

(7) 家族（保護者）支援

①情報の周知・共有・活用

周知

当事業所では、利用契約をされる前に見学を行っていただき、利用者が事業所を知る機会を設け、利用開始以降も情報の提示及び周知に取り組みます。

見学時、契約時には下の事項を説明します。

- ・ サービス内容
- ・ 一日の流れ
- ・ ご利用にあたっての留意事項
- ・ 緊急時等の対応
- ・ 非常災害時対策
- ・ 苦情の解決受付先
- ・ 個人情報の取り扱い
- ・ その他の運営に関する重要事項

共有

保護者に対して事業所に安心して利用してもらいやすいように、連絡ノートや送迎時に日々児童の様子などをその都度伝えていきます。また、定期的なアセスメントや保護者からの話などを通じて利用児童の姿を把握し、より良い支援を行えるよう要望を聞いたり、対応の仕方や療育の在り方などを従業者全員で共有し取り組んでいきます。

活用

利用開始前には事前に初回の聞き取りをさせていただき、アレルギーや平常時の体温、緊急連絡先、かかりつけ医、その他事業所で扱う情報をフェイスシートに記入していただき、その情報を元に個別支援計画の作成や児童ごとに気を付けるアレルギーや送迎場所等、支援活動などに利用者情報を活用していきます。

② 個別支援計画

個別支援計画の作成に際して、児童発達支援を利用される児童は心身の変化の大きい保育所等から小学校へのステップ時期の児童であり、この時期の児童一人ひとりの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題も理解し、一人ひとりの状態に即した個別支援計画に沿って発達支援を行います。

個別支援計画を作成するにあたり重視している点は、児童の状態を理解し（「保護者」の①、③、④をベース）児童発達支援管理責任者の資格を持った従業者が児童一人ひとりの個別支援計画を作成していきます。

③ 保護者との定期的な面談による聞き取り

定期で年間2回と、その他3カ月に1回、保護者と児童発達支援管理責任者及び従業者での面談をすることで、個別支援計画の作成についての聞き取りや、児童の家庭や保育所等での様子、進路等の相談をする機会を設けます。

④日々の連絡ノートによる情報の共有

利用される日には、保護者がその日の来所時に事業所に連絡したいこと（児童の体調やお迎えの時間等）をノートに書いていただき、児童からノートを預かり事業所で状況把握をしてから支援を行います。

④ 家族間交流の機会の提供

当事業所では小学校の参観日に似たイベントを実施します。日々の事業所での活動や子ども達の様子を

見たり、同世代の子を持つ保護者と交流する機会を様々なイベントを通して提供していきます。

<情報共有>

保護者と児童に毎月の療育活動予定が分かるように予定表を配布し、翌月には毎回お便りを配布し、療育活動の様子を保護者様にお伝えしております。私たちは、保護者様と日々の情報共有を積み重ねることが大切で、今後の児童の成長に繋がっていくと考えております。多種多様なプログラムで児童の能力を伸ばし「自信」と「やる気」に変えて行きたいと考えています。そして、保護者や保育所等の先生からの話などを通じて利用児童の姿を把握し、より良い支援を行えるよう対応や療育の方向性などを従業者全員で共有し取り組んでいきます。

<レスパイトケア・相談>

利用開始から 1 ヶ月後には、保護者面談を通じて連携をとり、利用前と 1 ヶ月後の様子を確認しながら今後の支援に活かして行きます。又、保護者の相談事にはその都度時間を取り対応を行い又、年間定期 2 回と、その他 3 カ月に 1 回で個別保護者面談を行い相談事に対応しております。

レスパイトケアについては、平日の夕方、土曜に開所を行うことで、保護者の方は食事準備、仕事や、リフレッシュ時間確保が出来ます。

(8) その他

<施設の特徴>

二重施錠、お知らせメール、セコム対応、AED 設置、窓ガラス飛散防止フィルム、ボルダリング

